



労基署便り

平成29年度 No.4
大河原労働基準監督署



◎ 平成29年労働災害発生状況（1月～6月）

| | 大河原署管内 | | | 宮城局管内 | | |
|----------------|---------------|-----------|------------|------------------|----------------|------------|
| | H28 | H29 | 前年比 | H28 | H29 | 前年比 |
| 製造業 計 | 20 | 18 | -2 | 210 (2) | 184 | -26 |
| 食料品製造業 | 5 | 4 | -1 | 101 | 72 | -29 |
| 機械金属製造業 | 8 | 7 | -1 | 59 | 49 | -10 |
| 建設業 計 | 16 (1) | 6 | -10 | 194 (3) | 156 (1) | -38 |
| 土木工事業 | 8 (1) | 1 | -7 | 72 (3) | 52 (1) | -20 |
| 建築工事業 | 6 | 4 | -2 | 99 | 84 | -15 |
| その他の建設 | 2 | 1 | -1 | 23 | 20 | -3 |
| 運輸交通業 計 | 4 | 6 | 2 | 165 | 159 (1) | -6 |
| 道路貨物運送業 | 3 | 6 | 3 | 141 | 128 (1) | -13 |
| 商業 | 19 | 13 | -6 | 195 | 171 (2) | -24 |
| 全産業 | 77 (2) | 67 | -10 | 1058 (10) | 981 (6) | -77 |

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

ゼロ災トライアル100の参加ありがとうございました！！

当署と（公社）宮城労働基準協会大河原支部との共催で進めています「平成29年度『ゼロ災トライアル100』」について、75事業場の皆様から参加いただきありがとうございました。参加事業場については、宮城労働局ホームページ内の大河原労働基準監督署からのお知らせページに掲載しています。

6月1日のトライアル開始から折り返し地点を過ぎました。ゴールの9月8日（100日間）まで、引き続きゼロ災に向けた積極的な取り組みをお願いいたします。

引き続き熱中症対策をお願いします！！

今夏7月末現在、当署では熱中症に係る労働災害が事業所からの報告だけで2件発生しています。今後も暑い日が続くと予想されますので、引き続き、定期的な水分・塩分の補給や労働者の健康状態を確認するなどの取り組みをお願いします。

また異常時に備えて、あらかじめ、近くの病院の場所を確認しておき、少しでも異変を感じたらすぐに病院へ運ぶか、救急車を呼ぶ等早めの対応をお願いします。



無期転換ルールの準備は進めていますか？

～平成30年4月から無期転換契約への転換申し込みが本格化します！～

無期転換ルールとは、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者からの申し込みによって使用者が無期労働契約に転換しなければならないルールです（労働契約法第18条）。

平成25年4月以降に1年毎に更新している有期契約労働者は、来年4月1日から無期転換の申込権が発生します。

無期転換ルールの導入に向けた準備はお早めをお願いします。

詳しくは、厚生労働省HP『無期転換ポータルサイト』をご覧ください。

HPアドレス <http://muki.mhlw.go.jp/>

刈払機の取扱いにご注意！！

この時期、刈払機を使用する機会が多いと思いますが、使用中に刈刃が障害物や地面に接触して刈刃が瞬間的に跳ね上がるキックバックなどにより刈刃に接触して怪我をする労働災害の発生が懸念されます。

作業時には以下の事項に注意してください。

(1) 作業計画の作成

あらかじめ、作業手順、労働者の配置、合図の方法等の作業計画を定め、事前に打ち合わせを行う等により関係労働者に周知するとともに、当該作業の実施に当たっては、その作業を指揮する者を選ぶなどして、安全の確保に努めましょう。

(2) 保護具の着用

袖じまり、裾じまりのよい作業服を着用しましょう。保護帽、丈夫で軽いすね当て、耳栓、防振手袋を着用し、必要に応じ保護眼鏡及び防蜂網等を使用しましょう。

(3) 飛散防護カバーの取付位置

飛散防護カバーは切削物が作業側面に飛散することを防止するためにありますので、刈払機の飛散防護カバーを外したり、刈刃から離すなど装着位置をずらしたりしないようにしましょう。

(4) 肩掛け装具等の着実な着用

刈払機の装着に当たっては、肩掛け装具を正しく着用し、金具に吊しましょう。

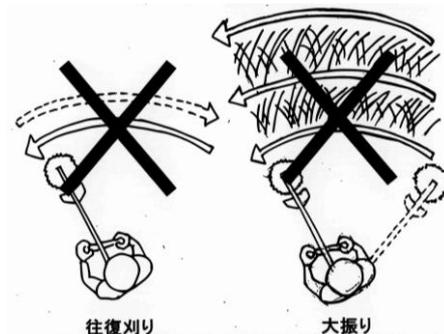
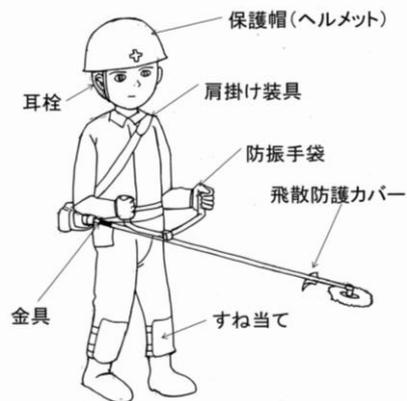
(5) 作業者間の間隔を十分にとりましょう

刈払機の操作者から5m以内を危険区域とし、この区域に他の者が立ち入らないようにしましょう。15m以上離れることが望ましいです。

(6) 大振りや往復刈りの禁止

刈刃を大振りすると、作業者本人のバランスが崩れることにより、刈刃が地面などに接触しキックバックを起こす原因となります。また、往復刈りをするとき、刈刃の方向を返すときに、刈刃の歯が付いていないほうで叩き切るようになるため、切片が遠くまで飛散し作業者に当たったり、キックバックを起こしたりする原因となります。そのため、刈幅を約1.5m程度とし、右から左に操作しましょう。障害物が予想される箇所は、高刈りとし、状況に応じて二段刈りとしましょう。

講習機関では刈払機取扱作業者に係る安全衛生教育を行っています。安全な作業方法を習得するために受講することをおすすめします。大河原署に講習機関の一覧と年間計画表を備えていますのでご利用ください。



助成金のご案内

①産業保健関係の助成金

独立行政法人労働者安全健康機構では、ストレスチェックやメンタルヘルス対策などの産業保健に関する助成金制度を設けています。平成29年6月1日から申請を受け付けていますので、職場の体制整備にご活用ください。詳細は独立行政法人労働者安全健康機構ホームページもしくは、大河原署備え付けのリーフレットをご覧ください。

連絡先 独立行政法人労働者安全健康機構 TEL 0570-783046 (ナビダイヤル)

②受動喫煙防止対策助成金

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が事業場の努力義務となりました。受動喫煙防止対策を行う際に、費用の一部を支援する助成金制度を設けています。助成には要件がありますので、詳細は宮城労働局ホームページもしくは、大河原署備え付けのリーフレットをご覧ください。 連絡先 宮城労働局健康安全課 TEL 022-299-8839

発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やご悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
労働条件関係は監督課、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係まで。